

唐末の盧龍節度使における「大王」号の出現

新見 まどか

はじめに

幽州盧龍軍節度使（以下、盧龍節度使¹）とは、唐後半期、幽州（現在の北京）を会府に、唐朝の東北方一帯を領有した節度使である。同じ河北に位置した魏博節度使（会府・魏州）・成徳節度使（会府・鎮州）と並び、いわゆる「河朔三鎮」の一つに数え上げられるこの藩鎮は、しばしば藩帥の任免などを巡って唐朝と衝突したが、一方で外国との折衝を担う押蕃使を兼任して北方の遊牧民対策を担ってきた。唐朝にとっては、警戒すべきであると同時に手放すことのできない重要な存在だったといえる。

そのため盧龍節度使については、これまでも多くの専論が蓄積されてきた。松井秀一「一九五九」は、盧龍節度使の沿革及び地理・軍事・経済的環境など、基礎的な事項を明らかにした。また呉光華「一九八一／一九九〇」は、特に成立初期から九世紀初めまでの軍団の特色を、幽州在地との繋がりや人的結合の強さに注

目して考察した。さらに馮金忠には、軍団の組織構成「馮金忠二〇〇二」や、朝廷との関係「馮金忠二〇〇六」を整理した成果もある。

ところでこれらの研究は、主に編纂資料の豊富な九世紀前半までを中心に掲っており、それ以降についてはいざずれも詳細な言及をしていない。ゆえに唐末の盧龍節度使に対する見方は、李克用や朱全忠、さらには北方から抬頭した契丹などに翻弄され、新たな時勢に対応できなかったという否定的なものとなりがちであった「松井一九五九、三一頁」。ところが近年は、この頃の盧龍節度使が、魏博・成徳節度使などと比べれば積極的な軍事行動を取っていたと評価する動きがある「馮金忠二〇一二B、二〇六―二〇七頁」。さらに十世紀、唐滅亡後の情勢を展望すれば、盧龍節度使の子孫を名乗る人物が契丹に仕えその支配を支えた事例や「王成生一九八七、一四三頁」、契丹と宋との増幣交渉で活躍した事例「陶晋生二〇一三、四五六頁」などが存在する。盧龍節度使が唐代

から五代、さらには遼・宋代の政治展開に与えた影響は、今改めて見直されるべき時期に來ているといえる。

ただし、このような長期的な視野に立った考察を行うためには、前提として九世紀前半と十世紀以降との間に残された研究の空白期間、特に黄巢の乱（八七五～八八四）以降の九世紀末における、盧龍節度使の動向を把握する必要がある。そこで注目したい史料が、幽州の憫忠寺（現在の北京、法源寺）に所蔵されている、景福元年（八九二）作成の「重蔵舍利記」と名付けられた石刻である。この石碑はこれまで、盛會蓮二〇〇七／松浦二〇〇九／盛會蓮二〇一〇一らによって取り上げられてきた。ただしその考察は、盧龍節度使による仏教庇護を主眼としている。ゆえに、碑文の中で盧龍節度使が、「大王」という特殊な称号で呼ばれていることについては、十分に言及されてこなかった。

「大王」号を使用した節度使には、唐滅亡後の十世紀、河西回廊の要地敦煌を支配した帰義軍節度使があり、これについては既に多くの検討が積み重ねられている²⁾。なんとすればこの称号は、中原王朝や隣接する諸外国と節度使との関係、あるいは節度使権力そのものの在り方を解明する、重要な指標の一つと位置付けられているからである「榮新江一九九六、六〇一～六二二頁」。このことを踏まえれば、時期・地域の違いはあれど九世紀末の唐朝における盧龍節度使の政治的・軍事的立場を解明する際にも、その「大王」号に関する検討は必須となろう。

そこで本稿では、「重蔵舍利記」の記述を手掛かりに、盧龍節度使における「大王」号の出現とその意義を考えたい。具体的には、まず碑文に「大王」号がどのように記されているかを、次に同様の称号を記した他の史料における用例を確認する。そして最後に、盧龍節度使を取り巻く周囲の状況を把握したうえで、「大王」号が如何なる背景のもとで誕生したのかを考察する。

一、憫忠寺「重蔵舍利記」にみえる「大王」号

(一) 「重蔵舍利記」概要

憫忠寺は、唐の貞観十九年（六四五）、太宗が高句麗遠征で没した兵士らを弔うために建築させ、則天武后のとき「憫忠寺」の寺額を賜った寺院である。本章で検討する「重蔵舍利記」（以下「舍利記」）は、唐の景福元年（八九二）十二月十八日、憫忠寺僧侶の南叙が著わしたもので、憫忠寺の沿革、ことに度重なる火災による伽藍の消失とその復興を記す。碑石の大きさは、縦五十一センチ、横九十七センチの横長で、一行約二十二字、四十一行から成る。元々は憫忠寺内にある憫忠閣という建物の東壁に嵌め込まれていたが、現在は閣の中に移されているという。拓本写真は『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』第三四冊「二八頁」に、録文は『金石萃編』卷二一八「二五一～二五三頁」の他、『法源寺貞石図録』「九一～一一頁」／盛會蓮二〇〇七「三五～三六頁」／松浦二〇〇九「五九～六一頁」に収録されている。

なお、以上の情報はこれらの参考文献に依った。³⁾

以下は、右の先行研究を比較参照しつつ作成した、本稿の「大王」号に関わる部分の抜粋である。

【録文】

- 6 〈前略〉至 大唐文宗皇帝大和八年甲寅、經
- 7 二百卅三年、天火焚塔。迺後五六年間、 武皇廼□釋
- 8 教。至 宣宗初登寶位、歲在丙寅、勅修廢藍、將興畚□、
- 9 得石函於故基下。時 旌麾清河公、曉示人天、專令
- 10 供施、遷藏於憫忠寺多宝塔下。復經卅三載、中和□年、
- 11 歲在壬寅、又值火災、延憫忠寺、樓臺俱燼。旋遇 燕□、
- 12 陶汰空侶。不暮年、
- 13 隴西令公大王、大庇生靈、巨崇像設、捨己祿俸、造觀音
- 14 閣。橫壯妙麗、逾於舊貫。寺僧復嚴陳力化導、塑觀音像。
- 15 當景福壬子年、僉欲遷舍利於閣內、乃陳辭上瀆、
- 16 請發封壤。 上許之。〈後略〉

【和訳】

唐朝の文宗皇帝（在位…八二六～八四〇）の御世、大和八年甲寅の年（八三四）になって、（最初に舍利を埋めてから）二百三十二年を経たときに、落雷で（憫忠寺の）塔が焼けた。その後、五、六年間にわたって武宗（在位…八四〇～八四六）は仏教を

（弾圧）した。宣宗（在位…八四六～八五九）が帝位に就いた丙寅の年（八四六）、（宣宗は）損壊した伽藍を修築するよう詔を降したので、（建物の）基礎工事を行おうとしたところ、（舍利を納めた）石函を古い基壇の下から見つけた。そのとき、旌麾（節度使）清河公は人々と天とに（憫忠寺の修築を）明示し、ひたすら（人々に）お布施を納めさせ、（この石函を）憫忠寺の多宝塔の下に移して納めた。それから四十三年を経て、中和二年壬寅の年（八八二）に（幽州は）また火災にあい、憫忠寺に延焼し、（多宝塔の）楼閣も台座も一緒に焼けてしまった。続けて幽州は…に遇い、優秀でない僧侶は淘汰された。一年と経たないうちに、隴西令公大王は、大いに人民を庇護し、仏像を盛んに造ることを良しとし、自分の俸禄を喜捨して（憫忠寺に）観音閣を建造した。（その建築は）力強さと美しさを兼ね備えており、かつての様子をものぐほだった。寺の僧侶たちも再び仏教の教化にしっかりと尽力し、観音像を造り上げた。景福の壬子の年（八九二）になって、みなは舍利を楼閣の中に移したいと思い、そこで上表して訴え、（工事のために寺の）土を掘り起こしたいと請願した。皇帝陛下（昭宗。在位…八八八～九〇四）はこれを許可された。

本碑文では、火災で二度にわたり憫忠寺における舍利の保存場所が焼失したこと、及びその再建と舍利の供養について述べる。

〔表1〕「舍利記」(引用部)に基づく憫忠寺の舍利供養の沿革

西 暦	年号	皇帝	で き ご と
834	大和 8	文宗	落雷による火災で憫忠寺の塔が焼失 …火災①
840~846頃	会昌年間	武宗	会昌の廃仏
846	会昌 6	宣宗	詔により伽藍の再築工事開始。舍利を納めた石函を発見 旌魔清河公が舍利を多宝塔の下に埋めて供養
882	中和 2	僖宗	憫忠寺、再度焼失 …火災② 僧侶の淘汰が行われる
883	中和 3		この頃、隴西令公大王が私財を投じ憫忠寺に観音閣を建築 憫忠寺の僧侶も観音像を造る
892	景福1	昭宗	舍利を観音閣内に移す。昭宗、この要請を許可 「舍利記」作成

この経緯を年表にすれば、上の〔表1〕の通りである。

一連の舍利供養には、憫忠寺僧侶のみならず、在家の信者らも多く関与していた。特に憫忠寺は元來朝廷の庇護のもとに創建されたため、その復興に関与した宣宗(8行目)や昭宗(16行目)に加え、文宗(6行目)や武宗(7行目)ら、唐皇帝の名が列挙されている。またこの碑文から、憫忠寺僧侶のみならず幽州の一般百姓も、舍利供養に携わったことが分かる。加えて本稿の

内容と関連して注目されるのは、「旌魔清河公」(9行目)と「隴西令公大王」(13行目)なる人物である。この両者はそれぞれ非常に積極的に憫忠寺再建に尽力したらしく、本碑文でその業績が特筆されている。では彼らはそれぞれどのような人物だったのだろうか。節を改めて、彼らに関わる先行研究を整理したい。

(二) 「旌魔清河公」と「隴西令公大王」

まず、9行目の「旌魔清河公」についてだが、彼の肩書にある「旌魔」とは、ここでは節度使が朝廷から賜る旌節を意味する。そのため、清河公が節度使であったことは間違いない。伽藍の修復が始まった会昌六年(八四六)当時、憫忠寺がある幽州を管轄したのは盧龍節度使であり、当時の藩帥は張仲武(在任…八四一~八四九)といった。彼が武宗による廃仏の後、憫忠寺や仏教の復興に尽力したことは、憫忠寺にかつて存在したという別の舍利記からも裏付けられる〔松浦二〇〇九、六三頁〕。また、「清河」は、張姓の人物がしばしば冠した著名な郡望である。よって、本「舍利記」にみえる清河公は、張仲武と考えて大過ない。

続いて、13行目の「隴西令公大王」についてみていく。まず盛會蓮〔二〇〇七、三七頁〕や松浦〔二〇〇九、六四頁〕は、彼を「舍利記」作成につながる火災のあった中和二年(八八二)時点の盧龍節度使、李可拳(在任…八七六~八八五)に比定する。というのも、隴西令公大王が憫忠寺修築に着手したのは、火災から「不

暮年」(12行目)、すなわち一年と経たなかった時期であり、この当時の盧龍節度使は李可挙に他ならないからである。

確かに彼の姓である李には、有力な郡望として隴西があり、この点からみても隴西令公大王が李姓であったことは間違いない。ただし一方で『法源寺貞石図録』「九頁」のように、隴西令公大王を李匡威(在任…八八六〜八九三)とする説も存在する。この説の根拠は明示されていないが、おそらく「舍利記」作成当時の盧龍節度使が李可挙ではなく李匡威であることを重視したためと思われる。とはいえ李匡威説では、先の「不暮年」の記述が説明できない。ゆえに現状の史料では、年代表記を根拠とする李可挙説の方が有力と考えるべきであろう。

さて、ここで留意すべきは、同じ盧龍節度使でありながら、「舍利記」が張仲武については明らかに節度使と分かる「旌麾」という語を付しているのに対し、李可挙には「令公大王」という、一見して節度使とは読み取りにくい呼称を用いている点である。「令公大王」とは、「令公」と「大王」との組み合わせであり、「令公」は中書省の長官、中書令を指す⁴。ところが残る「大王」については、その意味するところが不明瞭であり、なぜ「舍利記」作成者がかかる呼称を用いたのかも説明されていない。この点を考察するためには、九世紀末に盧龍節度使が「大王」と呼ばれた他の事例を確認する必要がある。そこで次章では、「舍利記」作成前後の盧龍節度使を取り巻く政治情勢を整理したうえで、盧龍節度使

に対する「大王」号の在証例を挙げていく。

二、盧龍節度使における「大王」号

(一) 九世紀末の盧龍節度使

初めに、「舍利記」の記載とほぼ同時期の盧龍節度使を巡る情勢を、主に編纂史料によって確認する。「舍利記」で初めに登場した節度使張仲武は、会昌の廢仏における仏教庇護の他、軍事的にはトルコ系の北方遊牧民、ウイグルの討伐で功を挙げた人物であった。この戦闘の結果、張仲武の軍団にはウイグルの遺民が流入したらしい。その中には、後に盧龍節度使となった李茂勳(在任…八七五〜八七六)もいた。李可挙はこの李茂勳の息子で、父の病気に伴い藩帥位を譲り受けたのである。

折しも李可挙が節度使となる前年には、唐朝を揺るがした大事件、黄巢の乱が勃発していた。李可挙は、この乱討伐の過程で勢力を伸張させてきた沙陀族の河東節度使、李克用に対する警戒を強め、近隣の雲中節度使や成徳節度使との関係強化を図ってこれに対抗しようとした。しかし光啓元年(八八五)、突如として部下の李全忠(在任…八八五〜八八六)の裏切りに会い、殺害された。李全忠は李可挙の後、盧龍節度使の任に就くがすぐに死亡し、藩帥位は息子李匡威が継承した。このとき黄巢の乱は既に終息していたが、李克用や後に後梁を建国する朱全忠らは、乱平定の過程で強固な政治的・軍事的地位を築いていた。そこで李匡威は、

〔表2〕「舍利記」作成期の盧龍節度使を巡る動向

西暦	年号	藩帥名	できごと
840頃	会昌年間	張仲武	ウイグル帝国滅亡。この結果、遺民が盧龍軍内に流入
875	乾符2	李茂勳	6月：黄巢の乱起こる <small>々</small> ：ウイグル遺民出身の李茂勳、盧龍節度使となる
876	乾符3	李可挙	3月：李可挙、盧龍節度使となる
880	広明1		3月：黄巢討伐のため、高駘が諸道行營都頭に任じられる 11月：黄巢、長安を陥れる
881	中和1		正月：僖宗、黄巢に追われ蜀へ蒙塵。黄巢、大齐皇帝として即位
882	中和2		この年、憫忠寺が二度目の火災に遭う
883	中和3		7月：李克用、河東節度使となる この頃より李可挙、雲中節度使の赫連鐸や成徳節度使の王景崇と結び、李克用を挾撃する計画を立てる
884	中和4		7月：黄巢、朱全忠に殺害される。黄巢の乱終結
885	光啓1		2月：李可挙、成徳節度使王鎔と共に、李克用の河北進軍を阻むべく義武節度使方面へ出兵
		李全忠	6月：李可挙の部下李全忠、李可挙を殺害し盧龍節度使となる
886	光啓2	李匡威	8月：李全忠の子李匡威、盧龍節度使となる
891	大順2		5月：李匡威、朝廷に李克用討伐軍を起こすよう働きかけ、自らも河東北面招討使に任じられる 10月：李克用、成徳軍を攻撃。李匡威、王鎔に援軍を送り、李克用軍を撃退
892	景福1		12月：憫忠寺にて「重蔵舍利記」作成
893	景福2		2月：李匡威、弟の李匡籌に軍を追われ、成徳軍に身を寄せる 李匡威、成徳軍の乗っ取りを画策。王鎔の部下に殺害される

朝廷に李克用討伐の軍を起こすよう働きかける、あるいは成徳節度使の王鎔と連携するなどして、李克用の抬頭を阻もうとした。だが景福二年（八九三）、李克用討伐の軍を起こした隙を突かれ、弟の李匡籌に軍を追われた。その後、彼は王鎔の下に匿われたが、成徳軍の乗っ取りを目論んだのが露見し、結局王鎔の部下に殺害されてしまった。

以上の経緯を整理したのが、年表〔表2〕である。これを見ると、憫忠寺が二度目の火災にあったとされる中和二年（八八二）から、「舍利記」作成の景福元年（八九二）までの間、盧龍節度使を取り巻く状況は黄巢の乱、相次ぐ藩帥の交替、李克用の登場などで非常な混乱にあつたことが分かる。ではそうした情勢下で、盧龍節度使の「大王」号は「舍利記」の他、どのような史料に残っているのだろうか。

（二）『桂苑筆耕集』にみえる「大王」号

九世紀末、特に黄巢の乱期の藩鎮を巡る情勢を探るうえで興味深い情報を記した史料の一つに、朝鮮半島の新羅に残された『桂苑筆耕集』

がある。これは、淮南節度使高駢のもとで掌書記を務めた新羅人崔致遠の文集で、乾符六年（八七九）から中和四年（八八四）にかけて、崔致遠が高駢のために代筆した、淮南節度使から他の藩鎮に宛てた書簡が含まれている。⁶

幸いなことに『桂苑筆耕集』は、盧龍節度使宛ての書簡も収録している。それは卷八の「幽州李可挙大王四首」と、卷十の「幽州李可挙太保五首」「幽州李可挙大王」の計三案件、十首である。タイトルを一読して分かるように、このうち二案件、「幽州李可挙大王四首」と「幽州李可挙大王」においては、盧龍節度使の李可挙に対し、確かに「大王」の肩書が使用されているのである。

卷十収録の「幽州李可挙大王」は李可挙から贈物をもたらした返礼であり、「大王」号はタイトルのみで本文には現れない。⁷一方、卷八収録の「幽州李可挙大王四首」は、内容的に関連する書簡四首を一度に並べたものだが、うち第二首・第三首・第四首で、本文でも李可挙に「大王」と呼びかけている。そこでここでは卷八「幽州李可挙大王四首」を取り上げ、どのように李可挙の「大王」号が登場するか確認したい。

なおこの案件は、中和二年（八八二）夏、高駢が黄巢討伐のため、汴州方面に出兵した頃の作成である。⁸ただし、季節を表す表現が第一首では「初夏」、第三首では「中夏」なので、一度に四首の手紙を作成したわけではなく、四度遣使を行った際の手紙を、同一タイトルのもとで作成順に並べたのだろう。

第一首の文中には直接李可挙を指す表現が見受けられないが、高駢は李可挙に「このたび（使者の）諸葛果卿を遣わし、（あなた様と）ひとまず手紙をやり取りしてよしみをとおさめたいと思っております」と挨拶していた。⁹高駢が李可挙と連絡を持ったのは、このときが初めてだったと思われる。

続く第二首で、李可挙は次のような文脈で登場する（「幽州李可挙大王四首 第二」『桂苑筆耕集』卷八、二二二頁）。

幸いなことに（私は）侍・中・大・王から、孔子を（蔑んで）東家丘呼ばわりする（ような聖人を知らぬ）行いではなく、（春秋時代の鄭国で善政を敷いた大夫）公孫僑をよく知っておいで（のように、賢人に向かう）態度で接していただきました。（今回私に）わざわざ手厚いお引き立てを賜りまして、（私は）良い便りをいただいたことにしきりと恥じ入っております。（中略）今、我が国の災いはまだ取り除かれたとは言えず、まわりの（黄巢の）賊どもは武器を収めてはおりません。なんとか言葉を慎み、みだりな発言をしないようにと思っても、憤慨する気持ちは胸いっぱいになっています。この文面を借りて、ありのまま（の事情）を全してお伝えいたします。（春秋時代に合縦の策を唱えた）恵子（のようにあなた様）が（同盟相手として）私のことを存じてくださるようにと期待し、名君（たるあなた様）が（私のような）賢い人材を見定めて

下さることを望みます。¹⁰⁾

本文の表現によって、李可挙は高駢から単なる「大王」ではなく、「侍中大王」と呼ばれていたことが分かる。なお、このとき高駢は、非常に迂遠な表現を取りながら、黄巢の乱平定に協力して欲しい旨を李可挙に訴えたようである。実はこの二年前（八八〇）から、高駢は諸道行宮都頭に任じられ、黄巢平定の総司令官を担っていた。¹¹⁾ しかしその年、黄巢は長安を陥れ、本手紙作成の前年（八八一）には大斉皇帝として即位したのである。¹²⁾ 唐皇帝僖宗の蜀への蒙塵を見送るほかなかった高駢は、藁にもすがる思いで幽州の李可挙を頼ったのであろう。

同様の内容は、続く第三首にも記されている（「幽州李可挙大王四首 第三」『桂苑筆耕集』巻八、二二四頁）。

侍中大王におかれましては、一族は周の王族のように繁栄し、封爵は漢（王朝が臣下に与えたそれ）のように尊くおわします。国から受けた恩に報いんとする多大なる忠誠の持ち主であるのもとより、国を安んずるための方策も常に色々持ちでございます。このたびの（黄巢の乱という）災難に際しては、我が国を憂慮すること耐え難いほどでありましょう。私、高駢はすでに乱を征伐すべく軍を起こしており、度々（あなた様に）思いの丈を申し上げてきました。どうか軍隊を派

遣し、黄巢の賊どもを平定するのをお助けください。貴藩の素晴らしい騎兵五千を動員いただけましたら、全国の疲れ弱った軍隊十萬などのぐほど（に強力な援軍）でございます。¹³⁾

ここでの要請はより直接的になり、騎兵五千を動員して欲しいと切実に訴えている。そしてやはり李可挙には、「侍中大王」という尊称が使用されているのである。最後の第四首でも、この表記は一貫している（「幽州李可挙大王四首 第四」『桂苑筆耕集』巻八、二二五頁）。

近頃全国の藩鎮においては、その庭内に才覚ある人材が満ちあふれていますが、ただ官途に就いている武人らは、儒教に關して心を留めるものが少ないと感じております。けれど侍中大王におかれましては、古今の書物に広く精通し、華美なもの捨てて実利（ある儒教の教え）を採用しておいでです。¹⁴⁾

以上のように、「幽州李可挙大王四首」中、第二首から第四首では、いずれも李可挙に対し「侍中大王」と呼びかけていた。「侍中」は門下省の長官たる門下侍中を指す。これは、李可挙が広明元年（八八〇）七月、唐朝から門下侍中を与えられた事実と符合するが、反面「舍利記」にみえた令公（中書令）とは一致しない。¹⁵⁾ だが、門下侍中から中書令に移った先例は、同じ盧龍節度使であ

った劉濟などがある¹⁶⁾ので、李可拳の場合も「幽州李可拳大王四首」作成以後、中書令となったと考えられる。

特筆されるのは、盧龍節度使が「大王」と呼ばれた事例が、「舍利記」のみならず盧龍節度使宛ての手紙にも確認できたことである。『桂苑筆耕集』は崔致遠の自撰であり、かつ彼は新羅帰国の翌年である八八六年正月には、この著書を新羅王に献上している¹⁷⁾。ゆえに、『桂苑筆耕集』編纂の過程で書簡の内容に大きな変更が加えられたとは考えにくい。むしろ一連の案件は、淮南節度使と盧龍節度使とのやりとりについて、非常に正確な情報を伝えた史料なのであり、そこにみえる「大王」号も、実際に使用されたとして大過ない。

また、この書簡によって、新たに分かることが二点ある。第一は、「大王」号が盧龍軍内のみで通用していたわけではないこととである。「舍利記」では、領内にある憫忠寺の僧侶らが盧龍節度使を「大王」と呼んでいた。これに加え、「幽州李可拳大王四首」によって、盧龍節度使が他の節度使、この場合は淮南節度使からも、やはり「大王」と呼ばれていたことが判明する。要するに「大王」号は、単に盧龍節度使の領域内のみならず、領域外にも通用した称号だったのである。

第二は、「大王」号の出現が「舍利記」より遡ることである。先述のとおり、一連の案件は中和二年（八八二）、まさに憫忠寺が二度目の火災に見舞われた年の作成である。このことから、李可拳

が火災当時から既に「大王」と呼ばれていたことが判明する。「舍利記」の作成は火災から十年後の景福元年（八九二）だが、「大王」号は後になって追贈されたものではなく、李可拳在任中からの呼称を反映したものであったのである。

（三）『耳目記』にみえる「大王」号

盧龍節度使に対する「大王」号は、「舍利記」と『桂苑筆耕集』の他に、『太平広記』巻一九二（一四四二頁）が引く劉氏（撰）『耳目記』採録の「墨君和」伝にも確認できる。

当時（大順二年（八九一）、常山（成徳軍）の呉や邑は、しばしば（河東節度使李克用管下の）并州から侵略されていた。趙（成徳軍）の武将も兵卒も、敵と戦うことに疲れ切り、燕王（盧龍節度使）李匡威のもとに急を告げ、五万の軍団を率いてこの危機を救ってくれるよう求めた。河東軍は（成徳軍の）数城を陥落させた。燕王はこの知らせを聞き、自ら五万の騎兵を率い、直ちに河東軍と（趙州の）元氏県で戦った。河東軍は敗戦続きとなり、趙王（成徳節度使王鎔）は燕王の徳に感じ入った。（中略）景福二年（八九三）二月、李匡威は弟李匡籌に幽州を追われ、王鎔を殺害して成徳軍を乗っ取るうと企てたが（そのとき）趙王は（燕王に）次のように頼んだ。「私は先代が築き上げた礎を受け継ぎ、この（成徳軍の）

領域を統治してきましたが、いつも隣（の河東軍）からの侵略・略奪を被り、どうやって（我が領土を）守ったらよいかと困惑していました。（しかし）大王の武略を頼りとして、何度も敵の攻撃を打ち砕きました。（我が王氏の）宗廟を保つことができたのも、実にあなた様のご援助の賜物といえましよう¹⁸」

『耳目記』は、『宋史』巻一六二、芸文志、小説類（五二二二頁）に「劉氏耳目記 二卷」との記述があるので、遅くとも宋代までには成立した小説史料である。ただしこの「墨君和」伝は、『旧五代史』巻五四、王鎔伝にも類似の話が掲載されており、多少の脚色はあれど、ことの顛末は史実に基づいていたと思われる¹⁹。また、李匡威が王鎔を助け李克用の軍勢を打破したこと、その後成徳軍の篡奪を企てたことなど、本文を構成する主要な要素は、『旧五代史』に先行する他の史書の記述とも合致する²⁰。

注目されるのは、『耳目記』の中で、成徳軍を乗っ取るうとした李匡威に向かって、王鎔が「大王」と呼びかけていることである。この呼びかけは『旧五代史』王鎔伝本文（七二六頁）では「公」と改訂されているが、本来の表現は「大王」だったのである。

これは、「舍利記」や『桂苑筆耕集』と異なり、李可举ではなく李匡威に対して「大王」号を使用した事例である。李匡威は、「舍利記」が作成された景福元年元年（八九二）当時の盧龍節度使で

ある。もちろん小説という史料の性格上、「大王」が当時の実際の呼称をそのまま反映したか否かは判断し難い。だが盧龍節度使が「大王」と呼ばれた事例であることは確かなので、ここで挙げることとした。

ではこの称号は、いったい何を意味したのだろうか。最後に検討したい。

三、「大王」号出現の背景と意義

「大王」の指す肩書とこの称号が出現した意義を考察するために、まず、「舍利記」及び『桂苑筆耕集』『耳目記』の用例に基づき、「大王」号の使用法について検討する必要がある。このとき注目されるのは、いずれの場合も、「大王」は節度使本人の自称ではなく、他称として使用されていることである。「舍利記」では憫忠寺僧侶が、『桂苑筆耕集』では高駢が、『耳目記』では王鎔が、それぞれ盧龍節度使に「大王」と呼びかけていた。逆に現状の史料では、盧龍節度使が自ら「大王」を名乗った事例は見出せない。そうだとすれば「大王」とは、その呼称通りの官職等が存在したわけではなく、むしろ何らかの尊称であったと考えるべきである。そこで唐代における「大王」の用例を検索してみると、これは誰に対しても普遍的に用いられた尊称ではなかったことが窺える。「大王」を尊称として使用した例には、中宗の子譙王が臣下から「大王は嫡長子でございますから、当然皇帝となるべきです」とそ

そのかされた記述や、河東節度使（晋王）李克用の武将李存孝が部下から「尚書（李存孝）が恐れておられるのは、ただ大王（李克用）様のみではありませんか」と諭された記述がある。これらを見て分かるのとおり、「大王」は謙王や晋王といった、何らかの王号を持った人物に使用されているのである。そうだとすれば、盧龍節度使における「大王」号出現の背景を明らかにするためには、当時の王号に関する理解が必要となる。

王号は、唐代は爵号の一つに組み込まれていた。爵号とは、宗室もしくは大きな功績のある庶姓に賜与された封爵に伴う称号である。これは国内向けと国外向けの二元体系から成った。国内向けは王・郡王・国公・郡公・県公・県侯・県伯・県子・県男の九等爵であったが、王爵は宗室のみに与えられ、庶姓には郡王以下が与えられた。一方外国君主には、王・郡王の他に国王が与えられた。²⁰⁾

ところが、李可挙・李匡威期に当たる九世紀末になると、こうした爵号の体系に大きな変化が現れる。曾成「二〇一二、二三一―二三六頁」によれば、元来郡王までしか賜与されなかったはずの国内の庶姓が、宗室のみに許されたはずの王号を使用するようになる。しかもその王号には、唐初から存在した一字王（趙王・鄴王など）に加え、唐末になって新たに出現した、一字王より等級の低い二字王（北平王・常山王など）があったという。²¹⁾

この指摘に鑑み、安史の乱後（七六三）から唐朝滅亡（九〇七）

までの主だった河朔三鎮の藩帥について、確認できた爵号を一覧にしたものが次頁の「表3」である。この表による限り、唐朝が盧龍節度使を含む河朔三鎮に賜与した爵号は、八二〇年代頃までほぼ郡王に統一されていた。この後、郡王に次ぐ国公以下が賜与される事例がやや増える点も、河朔三鎮間で同調的にみられる。

では肝心の九世紀末はどうか。残念ながら八八〇年代以降になると、盧龍節度使に関しては、如何なる爵号を使用していたか、明確な記述が無くなってしまふ。そこで比較対象として、魏博節度使や成徳節度使に目を転じたい。すると、確かに李可挙・李匡威とほぼ同時期の八八〇～八九〇年代、節度使が郡王や国公などではなく、王号を冠するようになったことが分かる。具体的には、魏博節度使羅弘信・羅紹威の北平王・長沙王や趙王・鄴王、成徳節度使王景崇・王鎔の常山王・北平王などがそれである。

この事実を踏まえれば、盧龍節度使が「大王」と呼ばれていた時期が、魏博節度使や成徳節度使の肩書として王号が出現した時期とほぼ一致する点はやはり留意すべきである。というのも、魏博・成徳節度使が王号を使用するなか、同じ河朔三鎮の一角を担った盧龍節度使のみがこれを用いなかったとは、極めて考えにくいからである。すなわち「舍利記」等にみえる「大王」号は、盧龍節度使が冠した何らかの王号に対する尊称だったと見做すのが最も妥当であろう。このような見方に立てば、先の「幽州李可挙大王四首 第三」における「侍中大王におかれましては（中略）

〔表3〕 河朔三鎮における節度使の爵号

No.	節度使名	在任年	爵号	出典
魏博節度使				
1	田承嗣	763~779	雁門郡王	『旧』141, p. 3838.
2	田悦	779~784	濟陽郡王*1	『旧』141, p. 3845; 『新』210, p. 5932.
3	田緒	784~796	常山郡王→雁門郡王	『田緒神道碑』『全唐文』615, p. 6215.
4	田季安	796~812	雁門郡王	『旧』141, p. 3847.
5	田弘正	812~820	沂国公	『田弘正墓誌』『元氏長慶集』53, p. 167.
6	田布	821~822	—	—
7	史憲誠	822~829	北海郡王	『旧』181, p. 4685.
8	何進滔	829~840	—	—
9	何弘敬	841~866	楚国公	『何弘敬墓誌』森部1997, p. 312.
10	何全皞	866~870	—	—
11	韓允忠	870~874	—	—
12	韓簡	874~883	昌黎郡王/魏郡王	『旧』181, p. 4689/ 『新』210, p. 5938
13	楽彦禎	883~888	—	—
14	羅弘信	888~898	豫章郡公→臨清王 or 臨清郡王*2→北平王/長沙王→趙王	『旧』181, p. 4691; 『新』210, p. 5941/ 『羅周敬墓誌』『全唐文新編』16, p. 10724.
15	羅紹威	898~907	長沙王→鄴王	『旧』181, p. 4691.
成德節度使				
1	李宝臣	762~781	清河郡王→隴西郡王	『李宝臣紀功碑*3』『定惠寺菩薩記*4』
2	王武俊	782~801	琅邪郡王	『旧』142, p. 3875.
3	王士真	801~809	清河郡王	『王士真墓誌』馮金忠2012C, p. 249.
4	王承宗	809~820	—	—
5	王廷湊	822~834	太原郡開国公	『旧』142, p. 3888.
6	王元逵	834~855	太原郡開国公	『王元逵墓誌』『全唐文補遺』4, p. 197.
7	王紹鼎	855~857	—	—
8	王紹懿	857~866	太原郡開国公	『旧』142, p. 3889.
9	王景崇	866~883	太原郡男→趙国公→常山王	『旧』142, p. 3890; 『新』211, p. 5962.
10	王鎔	883~907	常山郡王→北平王	『王鎔墓誌』『全唐文新編』16, p. 10712.
盧龍節度使				
1	李懷仙	763~768	武威郡王	『新』212, p. 5968.
2	朱希彩	768~772	高密郡王	『旧』143, p. 3896.
3	朱泚	772~774	懷寧郡王	『冊府元龜』129, p. 107.
4	朱滔	774~785	通義郡王	『新』212, p. 5969.
5	劉怦	785	彭城郡公	『新』212, p. 5974.
6	劉濟	785~810	彭城郡王	『劉濟墓誌』『權載之文集』21, p. 122.
7	劉聰	810~821	楚国公	『新』212, p. 5975.
8	朱克融	822~825	吳興郡王	『旧』180, p. 4674.
9	李載義	826~831	武威郡王	『旧』180, p. 4674.
10	楊志誠	831~834	—	—
11	史元忠	834~841	—	—
12	張仲武	841~849	蘭陵郡王	『旧』180, p. 4677.
13	張允伸	850~872	清河郡開国公→清河郡開国公/燕国公	『房山石經題記』pp. 277-278/ 『旧』180, p. 4679.
14	張公素	872~875	—	—
15	李茂勳	875~876	郡王	『旧』180, p. 4681.
16	李可拳	876~885	—	—
17	李全忠	885~886	—	—
18	李匡威	886~893	—	—
19	李匡籌	893~894	—	—
20	劉仁恭	894~907	—	—

【凡例・注】

- 記号・略号：「—」=不明/『旧』=『旧唐書』、『新』=『新唐書』
- ・節度使名は、遥領や実際の赴任が無い者、朝廷の承認が無い者、任期が極端に短い者などは極力省いた。
 - ・記載する爵号は、当該節度使在任期間以内に唐から賜ったと思われるものに限った。
 - ・出典は、可能な限り墓誌などにおける肩書を参照し、無い場合は原則『旧唐書』を優先的に記載した。
 - *1) 『旧唐書』は「濟陽王」とするが、同時期に河朔三鎮が王に封じられた例は他に類がないため、誤りであろう。
 - *2) 『旧唐書』は「臨清王」、『新唐書』は「臨清郡王」とする。いずれが正しいか判断しがたい。
 - *3) 収録版本は『常山貞石志』巻7, 13325頁や『全唐文』巻440, 王佑, 13325頁など。
 - *4) 『文苑英華』巻819, 記, 邵真「易州抱陽山定惠寺新造文殊師利菩薩記」4324頁。

封爵は漢（王朝が臣下に与えたそれ）のように尊くおわします」という表現も、前漢の高祖が創業の功臣を各々王に封じた故事²⁶を念頭に置いたものと説明できる。

なお、これらの王号は、例えば「光化元年（八九八）九月、詔を降して魏博節度使の羅弘信を臨清王とした²⁷」とあるように、基本的には朝廷から封じられたものとして史料に現れる。ただし、先にも触れたとおり、爵号賜与の原則に照らせば、唐朝が庶姓に王号を賜与することは有り得なかった。その原則が唐末に失われた理由については、唐朝が地方の政治力を抑え込み、自身の権威回復を図ったためとの解釈も可能であろう「曾成二〇一二、二二九九頁」。だが、こと河朔三鎮では、ある人物が節度使を自称すると、後にそれを朝廷が追認する場合も多かった²⁸。王号に関して、建中三年（七八二）、盧龍節度使朱滔が冀王を、魏博節度使田悅が魏王を、成徳節度使王武俊が趙王を、平盧節度使李納が齊王を自称した前例がある²⁹。ゆえに九世紀末の王号も、必ずしも朝廷が主体的に賜与したのではなく、節度使側が自称し朝廷に要請したものを、朝廷が追認した可能性は否めない。

もちろん爵号は、当時形骸化しほとんど実質を伴わなかった。しかし、例え名目に過ぎなかったとしても、節度使による王号使用の開始は、唐朝が九世紀末まで維持してきた封爵体系の変容を意味する。ではそうした中で王号は、節度使にとって如何なる意味を持ったのだろうか。

このことを考えるうえで改めて注目したい史料こそ、第一章で掲げた「舍利記」である。録文を参照すると分かるように、「舍利記」は登場人物中、皇帝と盧龍節度使には、空格あるいは改行によって書き手である憫忠寺僧侶からの敬意を表していた。これによくみると、歴代皇帝と張仲武には、一律にただ空格二字分が用いられたに過ぎない。だが13行目で明らかのように、李可挙と隴西令公大王の名を記す際は、唯一空格ではなく改行を行っているのである。通常は、空格よりも改行の方が格上の相手に使用される。ということは、李可挙のみが例外的に、「舍利記」中で最上の敬意を払われたことになる。

李可挙がこのように記された理由こそ、彼の肩書「大王」、すなわち王号にあったと考えられる。なぜなら、同じ盧龍節度使でありながら、爵号が郡王にとどまった張仲武³⁰には、「舍利記」は改行を用いてはいないからである。「舍利記」作成者である憫忠寺僧侶にとっては、張仲武も李可挙も共に在地の有力なバトロンであり、火災と弾圧に伴い衰退した寺院を復興させ、舍利の供養に尽力したという業績も互いに遜色ない。また、中書令を意味する「令公」部分に関して、張仲武は同中書門下平章事に就任して宰相に列せられており³¹、この点で張仲武が李可挙に著しく劣ったとは考えられない。この二人を差別化し得るのは、「舍利記」が張仲武には節度使を示す「旌麾」を用い、対する李可挙には王号の尊称である「大王」を用いたこと以外には見出せないのである。

加えて看過できないのは、「舍利記」が歴代皇帝の事跡に触れる際、ただの一度も改行していない点である。元來憫忠寺は唐朝廷との縁故が深く、舍利を樓閣に移す際にも、時の皇帝昭宗の最終許可を求めていた。それにも拘わらず憫忠寺僧侶らは皇帝に対し、李可挙に対するほどの敬意を表さなかったことになる。

以上のような「舍利記」の表現を踏まえたとき、九世紀末の節度使の王号を、形式的で全く無意味なものと即断することはできない。少なくとも幽州において、王号を冠した節度使は、従来の節度使どころか、ともすれば時の皇帝すら凌駕する扱いを受けたのである。

無論このような解釈は、皇帝を頂点とする唐朝支配秩序、という理想の下では決してあり得ない。しかし、「舍利記」作成期は、黄巢の乱によって最早唐朝の權威など全く失墜した時期であった〔堀一九五〕、三〇二頁〕。そうした情勢もあってか、盧龍節度使李匡威は「(管下の)幽州一帯の兵器を修繕し、四海を併呑しようとの志を有」³²⁾し、また京師の人々から「金頭王(李匡威)が唐朝に対する陰謀を目論んでやって来る」と噂されるなど、唐朝篡奪の意志を露わにしていた。九世紀末は封爵制度のみならず、唐朝の支配そのもの、さらには唐朝の臣下としての盧龍節度使の在り方にも、変化が兆し始めていたのである。そのような中で、憫忠寺僧侶が土木工事を許可しただけの皇帝より、実際に金品を投じてくれた盧龍節度使の方に傾倒するのはごく自然であろう。以上

のような現実に鑑みれば、当該時期に作成された「舍利記」にみえる「大王」号とその表記形式こそ、唐朝が次第に節度使を抑え込めなくなり、地方への求心力を失ってゆく、唐末混乱期の政治情勢を反映したものといえるのではないだろうか。

ただし、王号はあくまで、最終的には唐朝から授けられるべきものであった。盧龍節度使が明確な自立政権を樹立するのは、後梁の乾化元年(九一一)、李可挙の元部下であった劉仁恭の子劉守光が、国号を大燕とし、皇帝を名乗るのを待たねばならなかった³⁴⁾のであり、本稿で扱った時期はそこに至るまでの過渡的な段階であったと考えられる。

おわりに

本稿では、幽州憫忠寺の石碑「重藏舍利記」を手掛かりに、盧龍節度使が九世紀末に使用した「大王」号について検討した。「舍利記」では、盧龍節度使李可挙が「大王」と呼ばれていたが、この呼称は「舍利記」のみならず、『桂苑筆耕集』や『耳目記』など、八八〇〜八九〇年代の史料に確認できた。この頃、唐朝では節度使など庶姓が、元來宗室のみに与えられてきた王号を使用するようになるという封爵制度の変化が起こっていた。「大王」号は、この王号に対する尊称であったと考えられる。しかも「舍利記」の空格・改行の形式からは、王号を持つ節度使が憫忠寺の僧侶から、皇帝にも勝る敬意を払われていた形跡がみえてくる。九

世紀末、朝廷の権力・権威は黄巢の乱によって大打撃を受けており、対する盧龍節度使は唐朝を篡奪して天下を狙おうとする野心を抱いていた。かかる唐朝廷と節度使との政治的・軍事的な力関係が、「舍利記」の書式にも影響を与えたのではないだろうか。

なお、「舍利記」はそもそも仏教史料であるが、節度使の世俗における王号が、仏教界における「転輪聖王」などの王号と対応していることが、本稿「はじめに」で言及した十世紀帰義軍節度使の場合には指摘されている〔赤木二〇一〇、六八―七〇頁〕。また、唐朝の滅亡後、中華世界では、例えば「平王」や「真王」のような、様々な「王」が誕生した〔山崎二〇〇一／山崎二〇〇九〕。さらに王爵も、唐代には外国君主のみに用いられていた〔国王〕号を組み細分化されていた〔曾成二〇一二、二三五―二三九頁〕。今後はこのように、仏教との関連や五代期への展望も考慮しながら、王号と節度使の活動との関連を説明してゆく必要があるだろう。

史料版本

- ・『旧唐書』『新唐書』『旧五代史』『宋史』『資治通鑑』『太平広記』 中華書局標点本。
- ・『文苑英華』『全唐文』 中華書局影印本。
- ・『冊府元龜』 中華書局影印本。
- ・『元氏長慶集』 中華書局影印本。
- ・『元氏長慶集』 四部叢刊初編（江南圖書館藏明嘉靖刊本）。
- ・『權載之文集』 四部叢刊初編（無錫孫氏藏大興朱氏刊本）。
- ・『桂苑筆耕集』 党銀平（校注）『桂苑筆耕集校注』 中華書局、二〇〇五年。
- ・『全唐文補遺』 三秦出版社。

- ・『全唐文新編』 吉林文史出版社。
- ・『法源寺貞石図録』 一誠（主編）『法源寺貞石図録』 五洲伝播出版社、二〇〇六年。
- ・『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本滙編』 中州古籍出版社。
- ・『金石萃編』 『石刻史料新編』 第一冊／第四冊に収録。
- ・『常山貞石志』 『石刻史料新編』 第一八冊に収録。
- ・『房山石経題記』 『房山石経題記滙編』 書目文獻出版社、一九八七年。

参考文献（著者名五十音順）

- 赤木崇敏 二〇一〇「十世紀敦煌の王権と転輪聖王観」『東洋史研究』 六九―二、五九―八九頁。
- 今堀誠二 一九四二「唐代封爵制拾遺」『社会経済史学』 二〇―四、八七―一九頁。
- 栄 新江 一九九六「帰義軍歴任節度使の卒立世系与称号」『帰義軍史研究』 唐宋時代敦煌歴史考索 上海古籍出版社、六〇―一四七頁。
- 王 成生 一九八七「遼寧朝陽市遼劉承嗣族墓」『考古』 二三三―二、一三―一四五頁。
- 金子修一 一九八四「唐代冊封制一斑―周辺諸民族における「王」号と「国王」号」西嶋定生博士還暦記念論叢編集委員会（編）『東アジア史における国家と農民』 山川出版社（再録・金子二〇〇一、一七三―二〇四頁）。
- 一九八六「唐代の異民族における郡王号について―契丹・奚を中心にして」『山梨大学教育学部研究報告』 三六（再録・金子二〇〇一、二〇六―二三三頁）。
- 二〇〇一「隋唐の国際秩序と東アジア」名著刊行会。
- 呉 光華 一九八一「唐代盧龍初期之政局」『史原』 一一、一二五―一六八頁。
- 一九九〇「唐代幽州地域主義的形成」淡江大学中文系（主編）『晚唐的社会与文化』 学生書局、二〇一―二三八頁。
- 静永 健 二〇一三「新羅文人崔致遠と唐末節度使高駢の前半生」濱田二〇

- 一三、二五―五七頁に収録。
- 周藤吉之 一九八三「唐末淮南高駘の藩鎮体制と黄巢徒党との関係について―新羅末の崔致遠の著『桂苑筆耕集』を中心として」『東洋学報』六八―三〇四（再録：『宋・高麗制度史研究』汲古書院、一九九一、五二―一五五二頁）。
- 盛 会蓮 二〇〇七「隋唐時期幽州弘業寺藏舍利史事考」『文物春秋』九三―一、三四―三七、六八頁。
- 二〇一〇「隋仁寿年間幽州藏舍利史事再検討」『文物春秋』一二―一五、一二―一六頁。
- 會 成 二〇一〇「唐末五代王爵考」『魏晉南北朝隋唐史資料』二八、二二―四―二四二頁。
- 谷川道雄 一九八八「河朔三鎮における藩帥の承継について」栗原益男先生古稀記念論集編集委員会（編）『中国古代の法と社会』汲古書院、三八五―三九八頁。
- 陶 晋生 二〇一三『宋遼金史論叢』中央研究院聯経出版事業。
- 礪波 護 一九八六『唐代政治社会史研究』同朋舎。
- 杜 文玉 二〇〇三「五代叙封制度初探」『史学月刊』一〇、三二―三七頁。
- 杜文玉・王麗梅 二〇〇三「五代十国封爵制度初探」陝西師範大学繼續教育学報』二〇―四、八六―九一頁。
- 中村裕一 一九八六「唐代藩鎮の幕職補任文書」『史学研究室報告』五（再録・改題：『唐代官文書研究』中文出版社、一九九一、二八三―三〇八頁）。
- 仁井田陞 一九三九「唐代の封爵及び食封制」『東方学報』（東京）一〇―一、一―六三頁。
- 濱田耕策（研究代表） 二〇〇三「研究成果報告書 崔致遠撰『桂苑筆耕集』に関する総合的研究」九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトB-2 (13012)。
- （編著）二〇一三『古代東アジアの知識人 崔致遠の人と作品』九州大学出版会。
- 馮 金忠 二〇〇二「唐代幽州鎮組織体制探微」『中国史研究』二〇〇二―二（再録・改題：馮金忠二〇一〇A、五―一九頁）。
- 二〇〇六「幽州鎮与唐代后期政治」『中国辺疆史地研究』二〇〇六―三（再録：馮金忠二〇一〇A、二〇八―二二〇頁）。
- 二〇一〇A「唐代河北藩鎮研究」科学出版社。
- 二〇一〇B「地域主義与唐代河北藩鎮之命運」馮金忠二〇一〇A、一九四―二〇七頁。
- 二〇一〇C「新出唐成德節度使王士真墓誌考釈」馮金忠二〇一〇A、二四九―二五八頁。
- 藤枝 晃 一九四二「沙州帰義軍節度使始末（三）」『東方学報』（京都）一三―一、六三―九五頁。
- 堀 敏一 一九五一「唐末諸反乱の性格―中国における貴族政治の没落について」『東洋文化』七（再録：『唐末五代変革期の政治と経済』汲古書院、二〇〇二、二六六―三二〇頁）。
- 松井秀一 一九五九「盧龍藩鎮攷」『史学雑誌』六八―二二、一―三六頁。
- 松浦典弘 二〇〇九「唐代河北地域の藩鎮と仏教―幽州（盧龍軍）節度使の事例から」『大手前大学論集』一〇、五七―七六頁。
- 松島才次郎 一九六八「唐の封爵について」『信州大学教育学部紀要』二〇、二二―三五頁。
- 森部 豊 一九九七「唐魏博節度使何弘敬墓誌銘」試釈」『吉田寅先生古稀記念アジア史論集』吉田寅先生古稀記念論文集刊行委員会（録文再録：『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』関西大学出版部二〇一〇、三二―三三八頁）。
- 森安孝夫 二〇〇〇「河西帰義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』一五、一―二二頁。
- 山崎寛士 二〇〇一「呉越国王と「真王」概念―五代十国の中華秩序」『歴史学研究』七五二（再録・改題：山崎二〇一〇、一〇一―一三三頁）。
- 二〇〇九「五代の「中国」と平王」宋代史研究会（編）『宋代中国の相对化』汲古書院（再録：山崎二〇一〇、三五一―六六頁）。
- 二〇一〇『中国五代国家論』思文閣出版。

山根直生 二〇〇〇「唐末における藩鎮体制の変容―淮南節度使を事例として」『史学研究』一二八、二六一―四九頁。
楊光輝 二〇〇四『漢唐封爵制度』学苑。

注

- (1) 幽州節度使と盧龍節度使は、本来はそれぞれ幽州と平州に置かれた別の節度使であった。しかし安史の乱を経て、一人の節度使が双方の軍団を掌握するようになり、盧龍節度使の会府も幽州に併設されるようになった〔馮金忠二〇〇二〕。ただし、幽州節度使・盧龍節度使の表記の区別は、史料上でも各研究者間でも厳密ではなく、統一もされていないようである。本稿では、幽州を会府に幽州軍・盧龍軍双方を統括したこの節度使の表記を「盧龍節度使」に統一する。
- (2) 帰義軍節度使の「大王」号は、藤枝晃「一九四二、七〇頁、七三―七四頁、注一三七」が注目して以来多くの研究があり、中原王朝からの賜号とする見方〔榮新江一九九六、九六頁〕と、あくまで自称であり帰義軍節度使の独立性を意味するという見方〔森安二〇〇〇、八八一―八九頁〕赤木二〇一〇、七〇―七一頁〕との二説が存在して、十世紀の敦煌政権の性格を巡る重要な論点の一つとなっている。
- (3) なお憫忠寺の沿革については、中国仏教図書館（編）『法源寺』『法源寺流通処、一九八一』もあるが、現時点で未見。
- (4) 尚書省の長官である尚書令は、唐では李世民以来空席とされてきたので〔礪波一九八六、二三―一頁〕、この「令公」には該当しない。
- (5) 以下の記述は、主として『旧唐書』『新唐書』の李茂勳・李可挙・李全忠・李匡威伝に、特に編年は『資治通鑑』による。
- (6) 『桂苑筆耕集』に関する研究は枚挙にいとまが無いが、日本・中国・韓国の成果を総覧した研究報告に濱田二〇〇三が、最新の著書に濱田二〇一三がある、ただし、多くの考察は朝鮮史、あるいは崔致遠個人の人物史に主眼が置かれてきた。藩鎮研究に本史料を積極的に利用したものは、周藤一九八三／中村一九八六／山根二〇〇〇／静永二〇

一三などがあるが、所収の書簡案件に対する本格的な分析は未だなされていない。

- (7) 『桂苑筆耕集』巻十一「幽州李可挙大王」中和年間、三〇九―三一〇頁。
- (8) 作成年代は、党銀平校注本、二二〇頁の考証に依る。
- (9) 今遣諸葛果卿、假以郵巡修聘〔『桂苑筆耕集』巻八「幽州李可挙大王四首」二二〇頁〕。
- (10) 幸蒙侍中大王不賤家丘、深知國産。曲垂厚獎、頻辱好音。〔中略〕今國患未除、鄰仇不戢。甚欲慎言結舌、其如憤氣填胸。略假箋毫、具陳事實。恃惠子之知我、望明王之鑒賢。
- (11) 『資治通鑑』卷二五三、広明元年（八八〇）三月、八二三頁。なお高駢の事績は、山根二〇〇〇／静永二〇一三、五六―五七頁も参照。
- (12) 『資治通鑑』卷二五四、中和元年（八八一）四月条、八二五〇―八二五一頁。
- (13) 侍中大王族榮周姓、尊漢封。固多報國之誠、常貯安邦之術。見茲禍難、忍不憂勤。某既事征行、輒申控告。伏望差兵士、助平寇賊。或得貴藩精騎五千、勝諸道羸師十萬。
- (14) 近者列土諸侯、盈庭多士、唯以宦塗銳士、少於儒術留心。而乃侍中大王博古通今、去華取實。
- (15) 『資治通鑑』卷二五三、広明元年（八八〇）七月条、八二二―二頁。
- (16) 『旧唐書』卷一四三、劉洎伝、三九〇〇頁。
- (17) 『桂苑筆耕集』の崔致遠の自序（一四頁）に「中和六年正月」に本書を新羅王に状奏したとある。中和六年という年は実際には存在せず、光啓二年（八八六）のことと考えられている。年代比定については、党銀平校注本の考証（一四頁）も参照。
- (18) 是時、常山縣邑屢爲并州中軍所侵略。趙之將卒疲於戰敵、告急於燕王李匡威、率師五萬來救之。并人攻陷數城。燕王聞之、躬領五萬騎、徑與晉師戰於元氏。晉師敗績、趙王感燕王之德。〔中略〕趙王請曰、某承先代基構、主此山河、每被鄰寇侵漁、困於守備。頼大王武略、累挫

戎鋒。獲保宗祧、實資恩力。

- (19) 『旧五代史』卷五四、王鎔伝の注(七二七頁)参照。なお、王鎔伝と『太平広記』とは一部字句の異同があるが、内容はおおむね一致している。

- (20) 例えば『旧唐書』卷一八〇、李匡威伝(四六八二頁)など。

- (21) 『旧五代史』王鎔伝の文章は「吾國爲晉人所侵、垂將覆族、頼公濟援之力、幸而獲存」である。

- (22) 大王居嫡長、當爲天子(『新唐書』卷八一、譙王重福伝、三五九四頁)。

- (23) 尚書所畏唯大王耳(『旧五代史』卷五三、李存孝伝、七一七頁)。

- (24) 唐の封爵制度について、国内向けは仁井田一九三九/今堀一九四二/松島一九六八/楊光輝二〇〇四などが、国外向けは金子一九八四/金子一九八六などが検討しており、これらを総覧し体系的に整理した成果に曾成二〇一二がある。

- (25) 唐末から五代期にかけての王爵については、曾成二〇一二の他に、杜文玉二〇〇三/杜文玉・王麗梅二〇〇三などの論文がある。

- (26) 漢の高祖は天下統一後、韓信を楚王に、彭越を梁王に封じるなど、庶姓であつても王に封じた。

- (27) 光化元年九月、制封魏博節度使羅引信爲臨清王(『冊府元龜』卷二一九、帝王部、封建、一〇八頁)。

- (28) 河朔三鎮における節度使の繼承については、例えば堀一九五一、二九二―二九三頁/谷川一九八八など参照。

- (29) 『資治通鑑』卷二二七、建中三年(七八二)十一月条、七三三五―七三三六頁。ただし、この王号を唐朝は認可していない。

- (30) [表3] 盧龍節度使のNo.12参照。

- (31) 『旧唐書』卷一八〇、張仲武伝、四六七九頁。

- (32) 縉甲燕薊、有吞四海之志(『旧唐書』卷一八〇、李匡威伝、四六八二頁)。

- (33) 金頭王來謀社稷(『旧唐書』卷一八〇、李匡威伝、四六八二頁)。

- (34) 『旧五代史』卷二七、莊宗本紀、三七六頁。

The use of the title “Great King” (大王) by the military governor of Lu-long (盧龍) at the end of the Tang dynasty

NIIMI Madoka

This paper investigates the use of the title “Great King” (大王) by the military governor of Lu-long (盧龍) at the end of the ninth century, using a stone inscription called the “Zhongcan sheliji (重藏舍利記)” at Mingzhong (憫忠) temple in You-zhou (幽州) as a reference. In this inscription, Li-Keju (李可拳), military governor of Lu-long, is called “Great King,” but this is not an isolated occurrence; I have been able to confirm its use in other historical sources from the 880s and 890s, such as *Guiyuan bigeng ji* (『桂苑筆耕集』) and *Ermu ji* (『耳目記』). Around this time, changes in the Tang system of investiture permitted individuals of commoner origin, such as military governors, to use the title of “king” (王), a privilege formerly reserved for members of the imperial family. “Great King” is presumed to be an honorific form of this title. Moreover, the forms of spacing and line breaks employed in the inscription suggest that the monks of Minzhong temple were according a military governor with the title of king even greater respect than the emperor. In the late-ninth century, the power and prestige of the imperial court had been dealt a major blow by the rebellion of Huang-Chao (黃巢), and the military governor of Lu-long had embraced the ambition of overthrowing the Tang court and seizing the empire for himself. Such power relations, political and military, between the Tang court and the military governor would appear to have influenced the style and format of the “Zhongcan sheliji” inscription.

キーワード：盧龍節度使 (Military Governor of Lu-Long)、大王 (Great King)、
李可拳 (Li-Ke ju)、爵号 (title)